

## ○滝川市地域限定型一般競争入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滝川市が発注する工事及び業務（工事に係る調査、測量又は設計の業務その他の業務をいう。以下同じ。）並びに物品の購入についての契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加する者の事業所の所在地に関する要件を定めて行う一般競争入札の方法（以下「地域限定型一般競争入札」という。）によって行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

[平24告示50・一部改正]

(対象工事等)

第2条 地域限定型一般競争入札の対象となる工事及び業務並びに物品の購入及び物件の借入れ（以下「工事等」という。）は、滝川市が発注する次の各号のいずれかに該当する工事等のうち、市長が当該工事等の規模、性質等により地域限定型一般競争入札の適用が適当であると認めるものとする。

- (1) 予定価格が130万円を超える工事（滝川市制限付一般競争入札の試行に関する要綱（平成13年滝川市告示第23号）第2条の規定による制限付一般競争入札の対象となる工事を除く。）
- (2) 予定価格が130万円を超える工事に係る調査、測量又は設計の業務
- (3) 予定価格が50万円を超える業務（工事に係る調査、測量又は設計の業務を除く。）
- (4) 予定価格が50万円を超える物品の購入
- (5) 予定価格が40万円を超える物件の借入れ

[平23告示110・平24告示50・平26告示43・一部改正]

(入札参加資格)

第3条 地域限定型一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「参加資格者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 滝川市財務規則（昭和55年滝川市規則第34号。以下「財務規則」という。）第129条第2項に規定する資格を有する者の名簿に登載されている者のうち、発注する工事等と同種の工事等の種目に登載されている者であつて、かつ、滝川市建設工事等指名競争入札参加者指名基準（平成7年滝川市告示第31号。以下「指名基準」という。）第2条に規定する市内業者又は地場業者であること。
- (2) 第5条第1項の規定による公告の日から入札執行日までの間に、滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成11年滝川市告示第43号）第2条第1項若しくは第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者（指名停止を受けていたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）又は滝川市競争入札参加等除外措置事務処理要領（平成26年滝川市告示第12号）第3条及び第8条の規定による競争入札参加等除外措置を受けていない者（競争入札参加等除外措置を受けていたが、当該措置に係る解除の通知を受けた者を含む。）であること。
- (3) 発注する工事等に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において、次に掲げる要件のいずれかに該当する者でないこと。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 当該受託者が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

ウ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(4) 発注する工事等に対応する許可等が必要な場合にあつては、その許可等を受けて4年以上当該工事等の業を営んでいる者であること。

(5) 工事（滝川市工事請負業者資格審査職員会議設置規程（平成7年滝川市訓令第2号）第2条の規定により級別の格付をされた者が行う工事の種別に限る。）の場合にあつては、市長が別に指定する等級に格付されている者であること。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に該当する工事の場合にあつては、同項に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。

(7) 予定価格が1億円以上の工事及び予定価格が1,000万円以上の業務の場合にあつては、過去10年間に、当該発注する工事等と同種又は類似するものと認められ、かつ、おおむね同規模のものと認められる工事等の元請負人としての施行の実績がある者であること。

(8) 次に掲げる者でないこと。

ア 政令第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は入札執行日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者

2 前項に掲げるもののほか、参加資格者が共同企業体である場合にあつては、その全ての構成員が、同項第2号から第4号まで又は第8号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

3 工事等を所管する所属の長は、第1項各号に掲げる要件により難い事情があると認めるときは、指名選考職員会議（滝川市入札等参加者指名選考職員会議要綱（平成7年滝川市告示第31号）第1条に規定する滝川市入札等参加者指名選考職員会議をいう。以下同じ。）に諮り、入札参加資格要件を変更することができる。

4 前項の規定による変更は、特殊な専門技術や高度な技術を必要とする場合その他技術的及び資格的要件等がある場合において行うことができるものとし、工事等の契約の履行上必要最小限度のものとしなければならない。

5 落札者は、第1項各号に掲げる入札参加資格を当該工事等に係る契約締結の日まで、満たしていなければならない。

[平21告示149・平23告示110・平24告示50・平26告示43・一部改正]

(入札参加資格要件の決定)

第4条 工事等を所管する所属の長は、地域限定型一般競争入札により契約を締結しようとするときは、あらかじめ、入札の公告前に工事等概要調書（別記第1号様式）を指名選考職員会議に提出し、入札参加資格要件が適正か否かの決定を受けなければならない。

2 指名選考職員会議は、前項の規定により工事等概要調書の提出があつたときは、発注概要を確認するとともに入札参加資格要件の設定が適正か否かの審議を行い、入札参加資格要件を決定するものとする。

[平26告示43・一部改正]

(入札の公告)

第5条 地域限定型一般競争入札を行うときは、財務規則第130条の規定に基づき標準公告例(別記)を参考に公告するものとする。

2 前項によるほか、公告の写しは、滝川市役所6階公示閲覧室及びインターネットホームページへの掲載の方法により行うものとする。

[平24告示50・平26告示43・一部改正]

(入札の参加申請)

第6条 地域限定型一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、市長が指定した期日までに、地域限定型一般競争入札参加申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類(市長が特に必要と認める場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

(1) 同種工事等施行実績書(別記第3号様式)

(2) 配置予定技術者経歴書(別記第4号様式)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)の提出方法は、持参によることとし、他の方法によるものは受け付けないものとする。

(入札の参加通知)

第7条 市長は、申請書等の提出があったときは、地域限定型一般競争入札の参加通知として、地域限定型一般競争入札参加申請書に受付印を押印したものの写しを入札参加希望者に交付するものとする。

(入札の参加取消し)

第8条 前条の規定に基づく通知の後に、地域限定型一般競争入札の参加を認めた者(以下「入札参加資格者」という。)が第3条に掲げる要件に該当しない又は該当しなくなったと認めたとき及び申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を地域限定型一般競争入札参加資格者取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 市長は、発注する工事等に係る設計図書等を、公告の日から入札の日の前日までの間、市長が指定する場所において閲覧に供するものとする。

2 設計図書等の複写に係る費用は、複写を必要とする者の負担とする。

3 市長は、第1項の閲覧期間、閲覧場所等並びに設計図書等に関する質問の提出期限、提出方法、受付場所及び質問に対する回答期限等を定め、入札の公告において明らかにするものとする。

4 前項の質問及びその回答は、質疑応答書(別記第6号様式)により行うものとする。

[平26告示43・一部改正]

(現場説明)

第10条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札の執行)

第11条 入札回数は原則として3回までとする。ただし、工事等に係る予定価格を事前公表している場合は、入札回数を1回までとし、入札書の提出時に積算内訳書を提出させるものとする。

2 入札参加資格者の数が1者又は1企業体のときは、入札を執行しないものとする。

3 前項の場合においては、入札執行者(市長が別に定めるところにより入札を執行する権限を付された者をいう。以下同じ。)は、次の指名選考職員会議にその結果を報告するものとし、指名選考職員会議は、原則として入札の再公告のための入札参加資格要件等の見直しを行い、新たに入札参加資格要件を

決定するものとする。ただし、工事等の履行時期等の都合により時間的余裕がないときは、この限りでない。

(入札の無効)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しない又は該当しなくなった者による入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3) 市長が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札
- (4) 入札書の提出時に積算内訳書の提出を求めている場合において、積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

(落札候補者の決定)

第 13 条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内。以下同じ。）で、かつ、最低の価格で入札した者を落札候補者とし、落札決定を保留とする。ただし、落札候補者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより順位を決定するものとする。

2 落札候補者の入札が無効になった場合は、予定価格の制限の範囲内でその者の入札が無効とされた落札候補者の次に低い価格を入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者をくじ引きにより決定したときは、次順位の者を落札候補者とする。

(入札参加資格の確認及び落札決定等)

第 14 条 入札執行者は、前条の規定により落札候補者を決定したときは、速やかに指名選考職員会議に落札候補者の入札参加資格要件の確認を諮るものとする。

2 指名選考職員会議は、前項の規定により、落札候補者が入札参加資格要件を満たしているか否かの確認の審議を行い、原則として落札候補者を決定した日の翌日から起算して 3 日以内（滝川市の休日を定める条例（平成 2 年滝川市条例第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）に行い、その結果を入札執行者に報告するものとする。

3 入札執行者は、前項の規定により落札候補者が入札参加資格要件を満たしていることの報告を受けたときは、その落札候補者を当該入札の落札者に決定するものとする。

4 入札執行者は、第 2 項の規定により落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないとの報告を受けたときは、その者の入札を無効とする。その場合、入札執行者は、入札を無効とした落札候補者に対し入札無効通知書（別記第 7 号様式）に不適合理由を付して通知するものとする。

5 前項の規定により入札無効通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から起算して 3 日以内（閉庁日を除く。）に、入札執行者に対して書面により不適合理由について説明を求めることができる。

6 入札執行者は、前項の規定により不適合理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して 3 日以内に、書面により回答するものとする。この場合、入札執行者は、あらかじめ指名選考職員会議の議を経た上で不適合理由説明書（別記第 8 号様式）により回答するものとする。

7 第 4 項の規定により落札候補者を入札参加資格要件を満たさないことにより無効としたときは、前条第 2 項の規定により再度落札候補者を決定し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。

[平 26 告示 43・一部改正]

(入札結果等の公表)

第 15 条 入札結果等の公表については、滝川市建設工事等に係る入札及び随意契約の結果等の公表要領（平成 7 年滝川市告示第 33 号）によるものとする。

(標準的日数)

第 16 条 この要綱に定める手続の標準的日数は、別表に示すとおりとする。

(その他)

第 17 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 5 月 15 日から施行する。

(滝川市建設工事等に係る入札及び随意契約の結果等の公表要領の一部改正)

2 滝川市建設工事等に係る入札及び随意契約の結果等の公表要領(平成 7 年滝川市告示第 33 号)の一部を次のように改める。

(次のよう略)

附 則(平成 21 年 7 月 1 日告示第 149 号)

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 6 日告示第 110 号)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 50 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日告示第 43 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の滝川市地域限定型一般競争入札に関する要綱に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。